（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条　法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　削除

二・三　［略］

2・3　［略］

（施設定期検査実施要領書）

第四十七条　原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項について行うべき検査又は第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　［略］

一　特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第四十四条第一項又は第四十五条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二　特定発電用原子炉施設についての次条第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2　特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあっては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3～5　［略］

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を審査を受けようとする期日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

2～4　［略］

（記録）

第六十二条　［略］

記録事項		記録すべき場合	保存期間
一　［略］			
イ・ロ　［略］		［略］	［略］
ハ　第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三		毎日一回。ただし、法第四十三条	［略］

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条　法第四十三条の三の十五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合

二・三　［略］

2・3　［略］

（施設定期検査実施要領書）

第四十七条　原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項又は第二項各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　［略］

一　特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第四十四条又は第四十五条の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二　特定発電用原子炉施設についての次条第一項第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

2　特定発電用原子炉施設についての次条第一項第一号及び第二号並びに第二項に掲げる方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障をきたさないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあっては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3～5　［略］

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五　［略］

2～4　［略］

（記録）

第六十二条　［略］

記録事項		記録すべき場合	保存期間
一　［略］			
イ・ロ　［略］		［略］	［略］
ハ　第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三		毎日一回。ただし、法第四十三条	［略］